

令和7年度「消費生活に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

Q5の消費生活総合センターの認知度に関する質問については、「ア 場所や役割まで知っている」「イ 名前や役割は知っているが場所は知らない」を選択した方が合わせて 51.4%となりました。また、Q3のトラブルにあった時にどこに相談をしたかという質問に対して消費生活センターにご相談された方の割合は市、県、国のセンターを合わせても 40.0%であったことから、市民の皆様身近な相談窓口を目指し、さらなる認知度向上に努めていきます。

また、Q16～18では消費者被害にあわないための対策についての質問では、自由記載欄にも多くのご提案を頂戴し、大変参考になりました。いただいたご意見は消費者行政施策の検討を行う際の参考資料として活用させていただきます。

2 アンケートを実施した感想

Q10の普段利用する決済方法についての質問では、「イ キャッシュレス決済」を選択した方が 73.1%となり、市民の皆様の消費生活に広く浸透していることを感じました。

また、Q14のエシカル消費の認知度について、「ア 知っている」を選択した方が 36.5%であり、消費者庁が令和7年10月に実施した消費生活意識調査ではエシカル消費の認知度が 27.1%であったことから、市民の皆様の関心の高さを感じました。また、Q16では日々の生活の中で様々なエシカル消費に取り組まれていることを実感しました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

このたびは、アンケートにご協力いただきありがとうございました。

消費生活に関する率直なご意見をいただくことができ、大変参考になりました。今後も、市民の皆様の安全で快適な消費生活を実現するため、引き続き努めていきます。

担当：経済局消費経済課

ヨコハマeアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。